

2026年4月28日

各位

会社名 株式会社NPT
(コード：311A TOKYO PRO Market)
代表者名 代表取締役兼執行役員CEO 原 健一郎
問合せ先 取締役兼執行役員CFO 大貫 篤志
TEL 03-6455-7150
URL <https://neopt.jp/>

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催並びに TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ

株式会社NPT（本社：福岡県福岡市、代表取締役兼執行役員CEO：原健一郎、証券コード：311A、以下「当社」という。）は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」という。）を招集するための基準日を設定するとともに、本臨時株主総会を2026年6月30日（予定）に開催し、本臨時株主総会において「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

TOKYO PRO Marketに上場している当社普通株式に関し、本臨時株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請を行うこととなります。

記

1. 上場廃止申請を行う理由

当社は、「個別化医療の実現で社会に貢献する。」という企業理念のもと、従来の治療法では困難ながん疾患に対し、個別化樹状細胞ワクチン「NPT001-HTY」をはじめとする新規治療法の研究開発を推進してまいりました。2024年12月には、食道がんを対象とした第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験（企業治験）開始の許可を受けており、これは日本国内におけるネオ抗原を用いたがん免疫細胞療法の企業治験として初の事例となります。当社は、これら臨床試験に係る費用、新たな研究開発のための資金の確保および資金調達手段の多様化を目的として、2025年1月に当社普通株式をTOKYO PRO Market（以下、「TPM」という。）へ上場いたしました。

しかしながら、上場後の市場環境を鑑みた際、以下の背景から現時点においては上場を維持するよりも、非上場化を選択することが機動的な事業運営に資すると判断いたしました。

- ・資金調達における機動性の確保

当社は、TPMへの上場を通じて社会的信用の向上と内部管理体制の構築を図ってまいりました。しかしながら、TPM上場後の市場環境において当社株式の流動性は限定的な推移にとどまり、当初期待していた売買高の確保およびタイムリーな資金調達の実現には、まだ時間を要するものと認識しております。

現在、当社が推進する臨床試験および事業成長を加速させるためには、柔軟な資金確保が最優先課題です。検討の結果、上場を維持するよりも、一旦非上場化を選択したうえで機動的な資金調達活動を展開することが、中長期的な企業価値向上に資するものと判断いたしました。

- ・一般市場への上場に向けた体制構築

当社にとってTPMへの上場は、内部管理体制の構築やガバナンス強化という面で、将来的な一般市場への上場に向けた重要なステップであったと認識しております。今後は非上場期間においても、これらの体制をさらに強固なものとし、早期の売上計上および臨床試験の成果をもって、資金調達の多様化を実現するべく一般市場への上場を最優先事項として取り組んでまいります。

以上の理由により、当社はさらなる飛躍と持続的な企業価値の向上を目指し、TPMにおける当社株式の上場廃止申請を行うことといたしました。

また、上場廃止後においても、個別化医療の社会実装に向けた挑戦に変わりはありません。現在実施中の臨床試験を通じて「NPT001-HTY」の安全性および有効性のエビデンスを早期に確立し、がん治療における新たな治療の選択肢を患者様およびそのご家族に提供できるよう、全力を尽くしてまいります。

2. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年5月15日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年5月15日（金曜日）
- (2) 公告日 2026年4月30日（木曜日）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）
<https://neopt.jp/>
- (4) 開催日 2026年6月30日（火曜日）（予定）
- (5) 開催場所 東京都江東区青海二丁目7番4号 the SOHO 2階（予定）

3. 本臨時株主総会の開催及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、2026年6月30日開催予定の本臨時株主総会において、「TOKYO PRO Marketにおける当社株式の上場廃止申請の件」を付議いたします。

本臨時株主総会における承認可決を経て、上場廃止申請書を東京証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、20営業日後に上場廃止となる予定であります。

（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第143条第2項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第130条）

- (1) 基準日公告の開始日 2026年4月30日
- (2) 本臨時株主総会の基準日 2026年5月15日（予定）
- (3) 招集通知の電子提供日 2026年6月6日（予定）
- (4) 招集通知の発送日 2026年6月15日（予定）
- (5) 臨時株主総会の開催日 2026年6月30日（予定）
- (6) 上場廃止申請書の提出日 2026年6月30日（予定）
- (7) 上場廃止日 2026年7月30日（予定）

4. 担当J-Adviserについて

今般策定いたしました日程により当社がTOKYO PRO Market上場廃止の手続きを進めることに
関し、担当J-Adviserであるアイザワ証券株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当
J-Adviserとしての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

以上